

建設工事共同企業体に発注する対象工事及び構成員の出資割合について

(平成7年4月1日決裁)

(平成15年7月1日決裁 一部改正)

(平成23年1月4日決裁 一部改正)

(平成24年3月30日決裁 一部改正)

(平成25年4月25日決裁 一部改正)

(平成30年3月28日決裁 一部改正)

(令和5年3月22日決裁 一部改正)

山形市建設工事に係る共同企業体実施要綱第3条及び第5条に規定する市長が定めるものについて、下記のとおり基準を設定する。

(対象工事)

第3条 市長が定める対象工事は、

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 建築一式工事 | 2億5千万円以上の工事 |
| (2) その他の工事 | 1億5千万円以上の工事 |

ただし、市長が特に必要と認めた場合は、対象工事の額を変更することができる。

(構成員の出資の割合)

第5条 市長が定める構成員の出資の割合は、

- (1) 2社の場合最低出資割合30%以上
- (2) 3社の場合最低出資割合20%以上

なお、代表者の出資割合は、構成員中最大とする。